

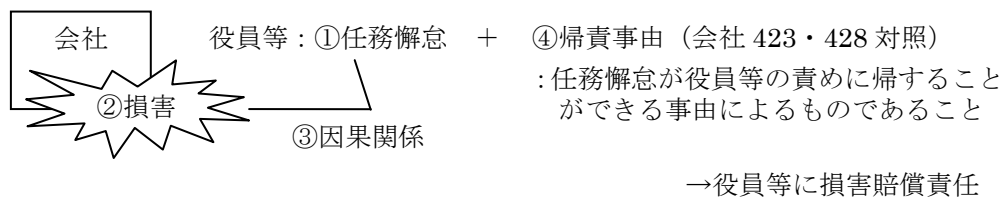
6. 役員等の義務と責任

6-1. 役員等の義務と任務懈怠責任

(1) 役員等の適切な職務執行の確保と任務懈怠責任

役員等（取締役・監査役・会計監査人。会社 329 I 括弧参照）の適切な職務執行の確保——仕組みはいろいろ [テキスト Column4-25]。役員等の損害賠償責任もその 1 つ

任務懈怠責任（会社 423 I）



①～③：責任を追及する側が証明責任

④：役員等の側が、帰責事由がないこと（任務懈怠が役員等の責めに帰することができない事由によるものであること）について証明責任

証明・証明責任 [→「民事訴訟法」]

裁判（法の適用）：事実＋法ルールを適用→一定の結果

例) Y 氏が X 氏をわざと傷つけた（事実）

+ 民法 709 条（法ルール）

→Y 氏は X 氏に損害賠償責任を負う（結果）

ある事実 A が存在するかどうかについて訴訟当事者（X と Y）に争い

→訴訟当事者が事実 A について証明する必要

（証拠によって、「事実 A が存在した」と裁判官に確信させる必要）

* 事実の存在について争いがなければそのまま認められる（民訴 179）

事実 A が存在したと裁判官が確信できなければ？＝真偽不明

but 「事実 A が存在したか存在しなかったか分からない」というままでは裁判できず

→事実 A が存在した or 存在しなかったと（無理やり）扱うためのルールが必要

= 証明責任

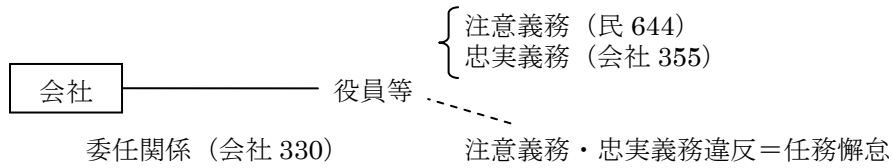
（法を適用する前提になる事実について、当事者のいずれかに証明責任を割り当てる）

例：X が事実 A について証明責任を負う

→X が事実 A について証明できなければ（＝裁判官の心証が真偽不明にとどまれば）、

事実 A は、なかったものと扱われる

(2) 任務懈怠と注意義務・忠実義務



注意義務と忠実義務 [テキスト Column4-26]

両者の関係はかつて盛んに議論された

→最大判昭 45・6・24 民集 24-6-625 で決着

「商法二五四条ノ二 [会社 355] の規定は、同法二五四条三項 [会社 330] 民法六四四条に定める善管義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであつて、...通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したものとは解することができない。」

用語法としては、利益衝突 (7) がある場面では「忠実義務」と呼ぶ言い方が主流

(3) 帰責事由

役員等の故意または過失+その他 (期待可能性があつたこと etc.)

6-2. 任務懈怠責任が問題になる事例

6-2-1. 業務執行上の判断と経営判断原則

(1) 経営判断と任務懈怠

会社の業務の執行 (会社 363 I) →適切に遂行しなければ任務懈怠

経営判断原則:たとえば東京地判平 16・9・28 判時 1886-111[テキスト 4 章 6 節 4 ③(1)(a)]

→①判断のプロセス

②判断の内容

事例 6-a 経営判断原則 [テキスト Case4-15]

百貨店を営む A 株式会社は、海外事業の一環として T 国への出店を計画し、現地法人である B 会社に出店用地の買収のとりまとめを依頼した。A 会社は、B 会社に土地買収のための資金を貸し付けたが、結局土地の買収は成功せずに出店を断念した。B 会社に貸し付けた資金は一部しか回収することができず、A 会社は大きな損失を被った。A 会社の株主 X は、上記の貸付けについて、取締役 Y の任務懈怠責任を追及する訴えを提起した。

東京地判平 16・9・28 判時 1886-111

経営判断原則の存在理由 [テキスト Column4-32]

(2)帰責事由

任務懈怠責任の要件 (6-1(1)) ①任務懈怠、②損害、③因果関係 → ④帰責事由

無過失の証明? [テキスト Column4-30]

6-2-2. 法令違反

(1)法令違反と任務懈怠

事例 6-b 法令違反 [テキスト Case4-16 を一部修正]

A 証券会社は、大口の顧客に対して、証券取引から生じた損失を補てんした。当時、金融商品取引法には損失補てんを禁止する規定はなかったが、その後、このような行為は証券市場への信頼を損ねるものとして同法によって禁じられるに至った。また、A 会社は、損失補てんが独占禁止法 19 条（不公正な取引方法の禁止）に違反するとして、公正取引委員会から排除措置を命じられた。A 会社の株主 X は、A 会社を代表して上記の損失補てんを行った Y1 と、損失補てんの事実を知らずこれを止めなかった Y2 は、損失補てんのために A 会社から大口の顧客に支払われた金額について、A 会社に対して責任を負うと主張した。

最判平 12・7・7 民集 54-6-1767

「...会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする...規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属する...。

...証券会社が、一部の顧客に対し、有価証券の売買等の取引により生じた損失を補てんする行為は、証券業界における正常な商慣習に照らして不当な利益の供与といふべきであるから、...不当な利益による顧客誘引...に該当し、独占禁止法一九条に違反する...。

...取締役が、法令...に違反する行為をした...ことを理由に損害賠償責任を負うには、右違反行為につき取締役に故意又は過失があることを要する...。

...（二）被上告人ら [取締役] のみならず、関係当局においても、証券取引については所管の大蔵省によって証券取引法及びその関連法令を通じて規制が行われるべきであるとの基本的理解から、証券取引に伴う損失補てんが独占禁止法に違反するかどうかという問題は、本件損失補てんが行われた後一年半余にわたって取り上げられることがなかった、（三）公正取引委員会は、...平成三年八月三日の時点においても、なお損失補てんが独占禁止法に違反するとの見解を採って [いなかった] ...。

右事実関係の下においては、被上告人らが、本件損失補てんを決定し、実施した平成二年三月の時点において、その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったといふべきであって、右認識を欠いたことにつき過失があったとすることもできない...。」

判例の論理——問題も [テキスト Column4-33]

(2)帰責事由

[1] **事例 6-b**

[2]確実に法令違反だという認識

[3]法令違反の可能性はあるという認識

6-2-3. 監督・監査

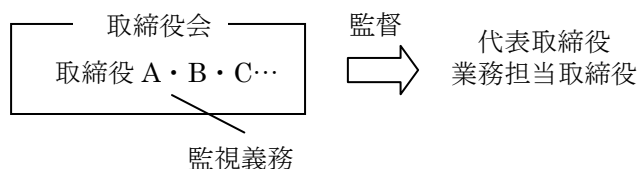
(1)監視義務違反

(a)監督・監査と任務懈怠

代表取締役等が違法・不当な業務執行

→他の取締役（会社 362Ⅱ②）・監査役（会社 381Ⅰ前）・会計監査人（会社 396Ⅰ前）の
任務懈怠も問題

(b)取締役の監視義務



最判昭 48・5・22 民集 27-5-655

「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有するものと解すべきである。」

(2)内部統制システムの構築

内部統制システムの必要性

復習：内部統制システム [5-1(3)]

取締役の職務の執行が法令・定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する体制（会社 362IV⑥。詳細は会社則 100）
 大会社には設置義務付け（会社 362V）

従業員の違法行為による損害→取締役：内部統制システム構築義務違反が問題に

事例 6-c 内部統制システムの構築

D銀行ニューヨーク支店の従業員 A は、11年にわたり無断で米国財務省証券の取引を行い、巨額の損失を D 銀行に生じさせていた。A はこれを隠ぺいするために、D 銀行の顧客や D 銀行自身が保有する米国財務省証券を無断で売却していた。A がこのような手口を使えた背景には、A に証券の取引業務と保管業務を兼務させただけでなく、郵便係も担当させたため、D 銀行が米国財務省証券の保管を任せていた別の銀行からの保有残高証明書を A が容易に改ざんできたといった事情がある。D 銀行の株主は、A による違法取引を防止できなかったのは、当時の取締役 Y らが内部統制システムの構築を怠ったためであるとして、Y らの責任を追及する訴えを提起した。

大阪地判平 12・9・20 判時 1721-3

6-3. その他の規定による責任

(1)利益供与による責任（会社120IV）

事例 6-d 利益供与

Aは、B株式会社の株式を大量に買い付け、B会社の筆頭株主になった。AはB会社株の買付資金をノンバンク（貸金業者）から借り入れており、そのうち200億円の返済期限が迫っていた。Aは、B会社の取締役Yに対して、自分が保有するB会社株を暴力団に譲渡した旨を述べて信じさせ、それを取り消したいのであれば300億円を用立てるよう迫った。さらにその1週間後、Aは、Yに対して、300億円の用立てがまとまらないことを非難し、「大阪からヒットマン（注：殺し屋のこと）が2人来ている」などと述べて脅迫した。そのためYは、B会社からAに300億円を提供するよう部下に指示した。B会社の株主であるXは、Yのこのような行為が利益供与（会社120）にあたるとして、Yの責任を追及する訴えを提起した。Yは、自分は脅迫を受けていたのであり、300億円を提供したことはやむを得ないことであったと主張した。

最判平 18・4・10 民集 60-4-1273

「Yらは、Aから保有するB社株の譲渡先は暴力団の関連会社であることを示唆されたことから、暴力団関係者がB社の経営等に干渉してくることにより、会社の信用が毀損され、会社そのものが崩壊してしまうことを恐れたというのであるが、証券取引所に上場され、自由に取引されている株式について、暴力団関係者等会社にとって好ましくないと判断される者がこれを取得して株主となることを阻止することはできないのであるから、会社経営者としては、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有するものというべきである。前記事実関係によれば、本件において、Yらは、Aの言動に対して、警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということはできないから、Aの理不尽な要求に従って約300億円という巨額の金員を[A]に交付することを提案し又はこれに同意したYらの行為について、やむを得なかったものとして過失を否定することは、できないというべきである。」

「株式の譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は『株主ノ権利ノ行使』とはいえないから、会社が、株式を譲渡することの対価として何人かに利益を供与しても、当然には商法294条ノ2第1項〔会社120I〕が禁止する利益供与には当たらない。しかしながら、会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、上記規定にいう『株主ノ権利ノ行使ニ関シ』利益を供与する行為というべきである。

…B社は、Aが保有していた大量のB社株を暴力団の関連会社に売却したというAの言を信じ、暴力団関係者がB社の大株主としてB社の経営等に干渉する事態となることを恐れ、これを回避する目的で、上記会社から株式の買戻しを受けるため、…巨額の金員を…Aに供与したというのであるから、B社のした上記利益の供与は、…『株主ノ権利ノ行使ニ関シ』されたものであるというべきである。」

→利益供与？

脅迫されていたから責任なし？

(2)その他：違法な剰余金の配当等による責任（会社 462）[→「企業組織法」] 等